

BL認定に係る評価申請の手引き

2007年1月

財団法人ベターリビング

住宅部品評価センター

この「BL 認定に係る評価申請の手引き」は、
「住宅部品評価センター(HPCC)」において
「BL 認定に係る評価」を受けよう
とする方々に、その手順等
を示すものです。

「BL 認定に係る評価申請の手引き」は以下の3つの
文書と一緒に読みください。

- (1)「対象規格リスト」
- (2)「評価申請図書作成要領」
- (3)「評価料金表」

*住宅部品評価センター (Housing Products Certification Center : 略称 HPCC)

目 次

はじめに	2
1. H P C Cは次の方針に従って評価業務を行っています	3
2. 評価申請者・B L 認定部品供給者に求められること	3
3. 評価申請者・B L 認定部品供給者の権利	4
4. 評価申請手続き	5
5. 評価の実施と評価書の発行	6
6. B L 認定部品の変更に関する評価	8
7. 認定維持確認調査及び更新調査	9
8. B L 認定基準の改訂に伴う措置	11
9. 料金の支払い	11
10. 苦情または紛争の申し立て	11
11. 機密保持	12

はじめに

この手引きは、優良住宅部品認定（ＢＬ認定）に係る評価（ＢＬ認定基準への適合証明）業務（以下「評価業務」という。）について、申請者の立場から評価業務をご理解いただけるようにフローチャートなども含めてまとめたものです。

評価業務についてご理解のうえ、効率よく手続きを進め、滞りなく評価書を受けられることを期待いたします。なお、評価業務の手順等につきましてご質問などがありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

初めて申請される方へ

初めて申請される方は、「１．HPCC は、次の方針に基づき評価業務を行っています」及び「２．評価申請者・ＢＬ認定部品供給者に求められること」を最初にお読みください。

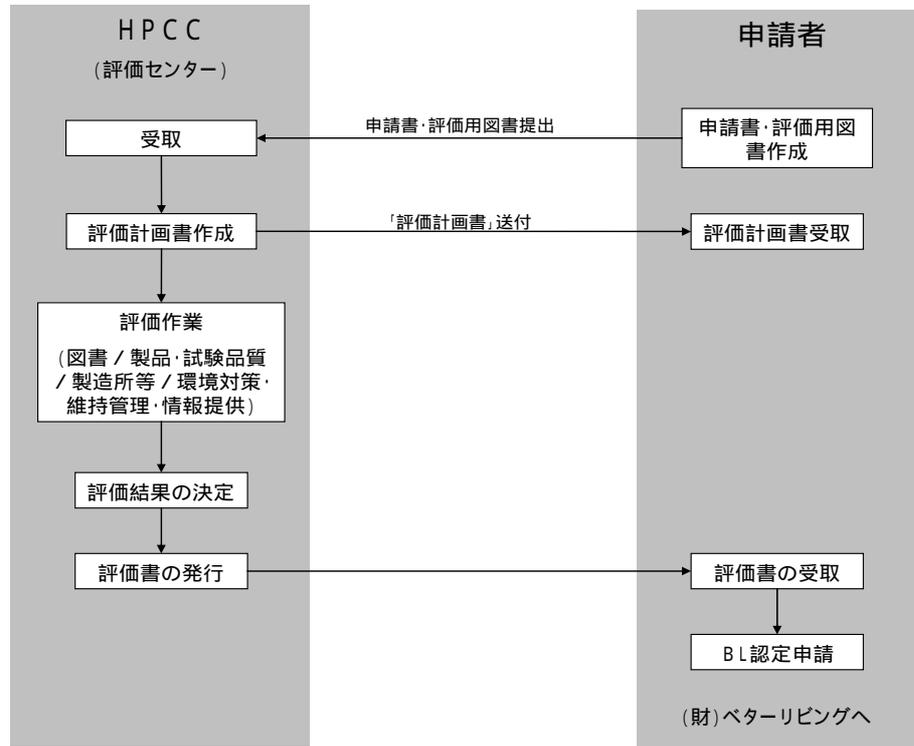
評価業務の全体の流れについては、下図をご覧ください。また、「４．評価申請手続き」及び「５．評価の実施と評価書の発行」については、それぞれのチャート図をご覧ください。

評価申請者は、評価業務の中において評価開始会議及び評価終了会議への参加やヒアリングなどでご協力をいただくことになっています。ご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

評価が終了すると、「評価書」が発行されます。

なお、ＢＬ認定申請にあたっては、全項目「適」の評価書が必要となります。

ＢＬ認定に係る評価のフロー



1 . HPCC は次の方針に基づき評価業務を行っています

- (1) 評価の対象とする B L 認定基準名を「対象規格リスト」として公表し、その範囲内に限定して、評価業務を実施します。
- (2) 申請に必要な事項を定め、申請を受け付けます。
- (3) 製品・試験品質、生産上の品質システム、環境対策、維持管理、情報提供に係る評価は、図書、製品、製造所等について HPCC に登録された評価員が実施します。評価員は、B L 認定基準に適合しているかを確認し、結果を「評価報告書」により HPCC に報告します。
- (4) 評価報告書に基づいて評価結果を決定し、B L 認定申請に必要な「評価書」を発行します。
- (5) 優良住宅部品認定規程第 27 条の規定により、HPCC で評価を受けた B L 認定企業に対して、B L 認定期間中、定期的あるいは臨時に認定の維持の確認のための調査（以下「認定維持確認調査」という。）を行います。
- (6) 評価業務に関する苦情を受け付け、その解決を図ります。
- (7) 評価に要する費用を請求します。その費用は、「評価料金表」として公表します。
- (8) その他評価に関する相談、資料配布等を行います。
- (9) すべての 職員、評価員、関係者に対して評価業務で得た情報の機密を保持するための措置を講じます。

2 . 評価申請者・B L 認定部品供給者に求められること

- (1) 評価申請者は、以下の項目を遵守してください。
 - 1) 申請書に評価の対象となる B L 基準名を記載して提出してください。申請書には、代表者の署名（押印）が必要です。
 - 2) 評価用図書は、「評価申請図書作成要領」に記載された内容に従って作成し、提出してください。HPCC より追加資料の要求があった場合はこれに応じてください。
 - 3) 評価に用いる性能試験データは、対象規格で要求される試験項目に関して、試験品質が確保されていることを以下のいずれかにより確認できることが必要です。
 - a . 当該試験項目に関し、ISO/IEC17025 の認定を取得している試験機関の試験データであることを HPCC が確認でき、かつ試験が認定取得後に実施されたことを確認できる試験報告書。
 - b . 当該試験項目に関し、ISO/IEC17025 に準拠していることを予め HPCC が審査し合格した機関で、かつ HPCC と業務協定を締結した業務委託機関（*次表参照）において実施した試験報告書。
 - c . 認証申請時に申請者からの要望により該当する試験を行うものとして、その機関が当該試験項目に関し、ISO/IEC17025 に準拠していることを予

め HPCC が審査し合格した機関において実施された試験報告書。

d. 認証申請時に申請者からの要望により、HPCC 評価員の立会の下に実施された試験で、かつその試験方法等が ISO/IEC17025 に準拠していることを HPCC 評価員が審査し合格した試験報告書。

e. 試験の品質に関し、試験設備の性能・管理状況、試験実施者の資格、試験記録の保管状況等について HPCC の評価員が確認を行い、適切と認めた試験報告書。

* 業務委託機関

	機関名	連絡先	委託業務	委託業務の内容
1	(財)ベターリビング筑波建築試験センター	〒305-0802 茨城県つくば市立原 2 番地 TEL:0298-64-1745 FAX:0298-64-2919	試験	住宅部品、材料、構造、音響、水密・機密・耐風圧、熱、防耐火

4) 評価に必要な現物を提供してください。また、現物評価の場所を提供してください。

5) 評価に必要な社内規程、検査文書及び記録等の調査、製造所への立入りなどに協力してください。

6) 評価にかかる費用をお支払いください。

(2) BL 認定製品供給者は、以下の項目を遵守してください。

1) BL 認定部品の性能、仕様等の変更申請が必要な場合は、あらかじめ変更評価を受けていただくことが必要です。

2) 認定期間の満了前であっても、BL 認定基準の改訂に伴い(財)ベターリビングが既認定品の再評価が必要と判断した場合は、HPCC で評価を受けたBL 認定企業は、HPCC において再評価を受けていただく必要があります。

3) 認定維持確認調査に応じてください。

4) 製品購入者等からの苦情及び BL 認定に影響を与える製品又はサービスの不備に対して適切な措置をとってください。また、その処置内容と効果について、記録を保管し、HPCC が要求した場合にこれを提示してください。

5) 認定維持確認調査、変更の評価及び苦情等の解決の際に必要な、文書・記録の調査、製造所への立入りなどに協力してください。

6) 評価結果及び評価書は、BL 認定・変更申請以外の目的で使用しないでください。

7) 認定維持確認調査、変更評価等に係る費用をお支払いください。

3. 評価申請者・BL 認定部品供給者の権利

(1) 評価が終了した場合は、評価書の発行を受けることができます。

(2) 評価結果に異議がある場合は、苦情、紛争を申し立てることができます。

4. 評価申請手続き

評価申請にあたっては、まず BL 認定に係る評価申請書(以下、「評価申請書」という。)と評価用図書が必要となります。

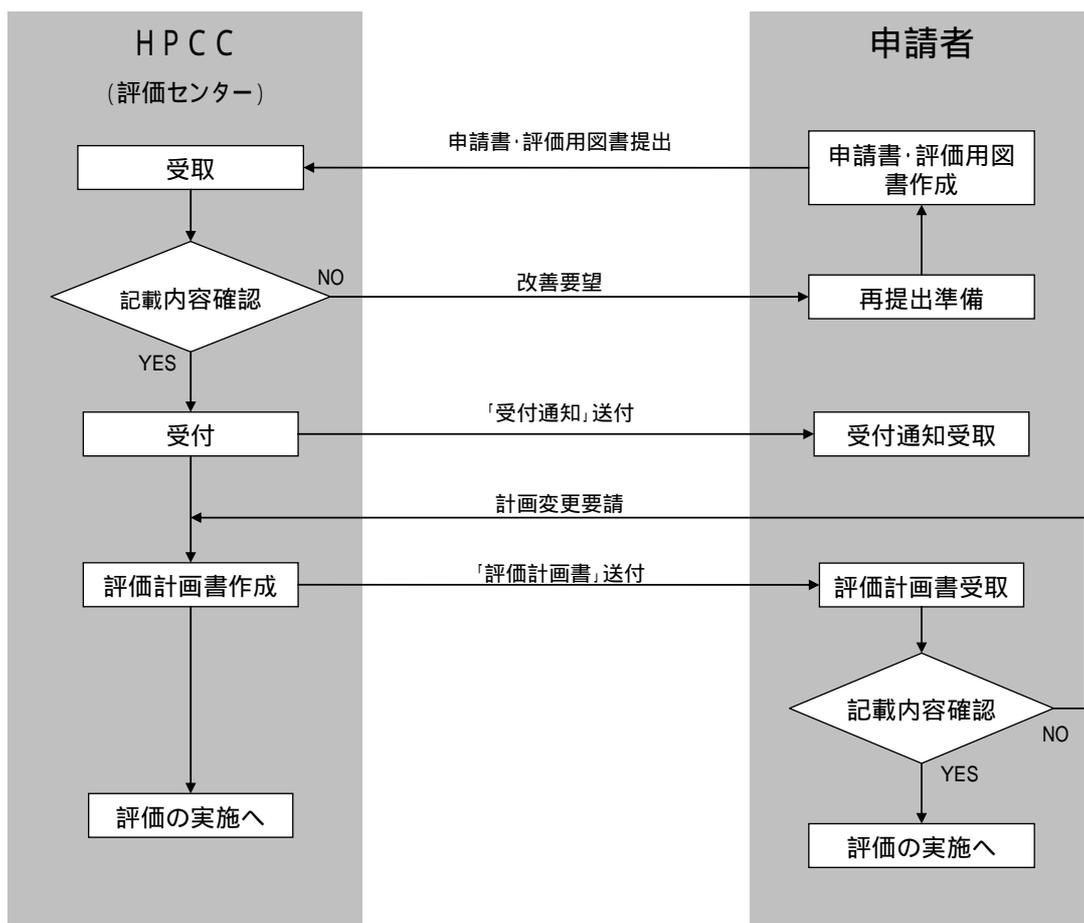
(1) 評価申請書の作成

- 1) 評価申請書は、HPCC の「評価申請書」の様式に従って作成し、代表者が署名(押印)した上で提出してください。
- 2) HPCC は、評価計画(実施評価員・評価スケジュール・評価場所等)を作成し提示します。
- 3) 評価申請者は、評価計画を確認し、その了承を HPCC に通知してください。了承の通知を HPCC が受けると、評価計画が決定されたこととなります。

(2) 評価用図書の作成

評価用図書は、「評価申請図書作成要領」に従って作成して下さい。

評価申請のフロー



5 . 評価の実施と評価書の発行

(1) 評価申請者は、評価の実施にあたって次のうち必要な対応をお願いします。

- 1) 申請製品の現物、評価計画書で要請された書類等の準備
- 2) 評価開始会議（評価実施のための事前打ち合わせ） 1 への出席
- 3) 図書 2 の確認とヒアリングへの協力
- 4) 製品 3、試験品質 4 の確認とヒアリングへの協力
- 5) 環境対策、維持管理、情報提供 6 の確認とヒアリングへの協力
- 6) 工場 6 の確認とヒアリングへの協力
- 7) 評価終了会議 7 への出席

- 1 評価開始会議：担当評価員と申請者の相互の紹介を行うとともに、対象製品、対象 B L 基準等の確認、評価手順と方法の概要説明及び評価スケジュールについて、評価に先立ち確認するためのものです。（申請者が評価に立会う場合に行います。）
- 2 図書の確認：申請者から提出された評価用図書により確認します。また、必要に応じて申請者に対しヒアリング、資料請求等を行います。
- 3 製品の確認：実際の製品を目視、操作、作動させながら、加工状態、安全性、操作性及び作動状況を確認するとともに、設計図書との整合性等、設計図書では確認できない事項を確認します。また、必要に応じて申請者に対しヒアリングを行います。
- 4 試験品質の確認：試験に関する品質の確認を、申請者に対するヒアリングも併せて行います。
- 5 環境対策、維持管理、情報提供の確認：環境対策、維持管理、情報提供の確認を、申請者に対するヒアリングも併せて行います。
- 6 製造所等の確認：製造所等の品質システム、検査基準及びその実施状況を確認します。
- 7 評価終了会議：評価終了時に、申請者に対し評価結果の伝達と今後の対応について確認するために開催されます。評価時に不適合事項が検出された場合は、以下について確認します。（申請者が評価に立会う場合に行います。）
 - a. 評価内容、不適合事項があればその内容
 - b. 不適合事項について、申請者側責任者の確認及び同意並びにフォローアップ実施希望の有無の確認（フォローアップ評価の申請受付は、不適合事項通知書の発行日から 3 ヶ月以内を期限とします。是正内容が不適切であれば、不適合とします。）

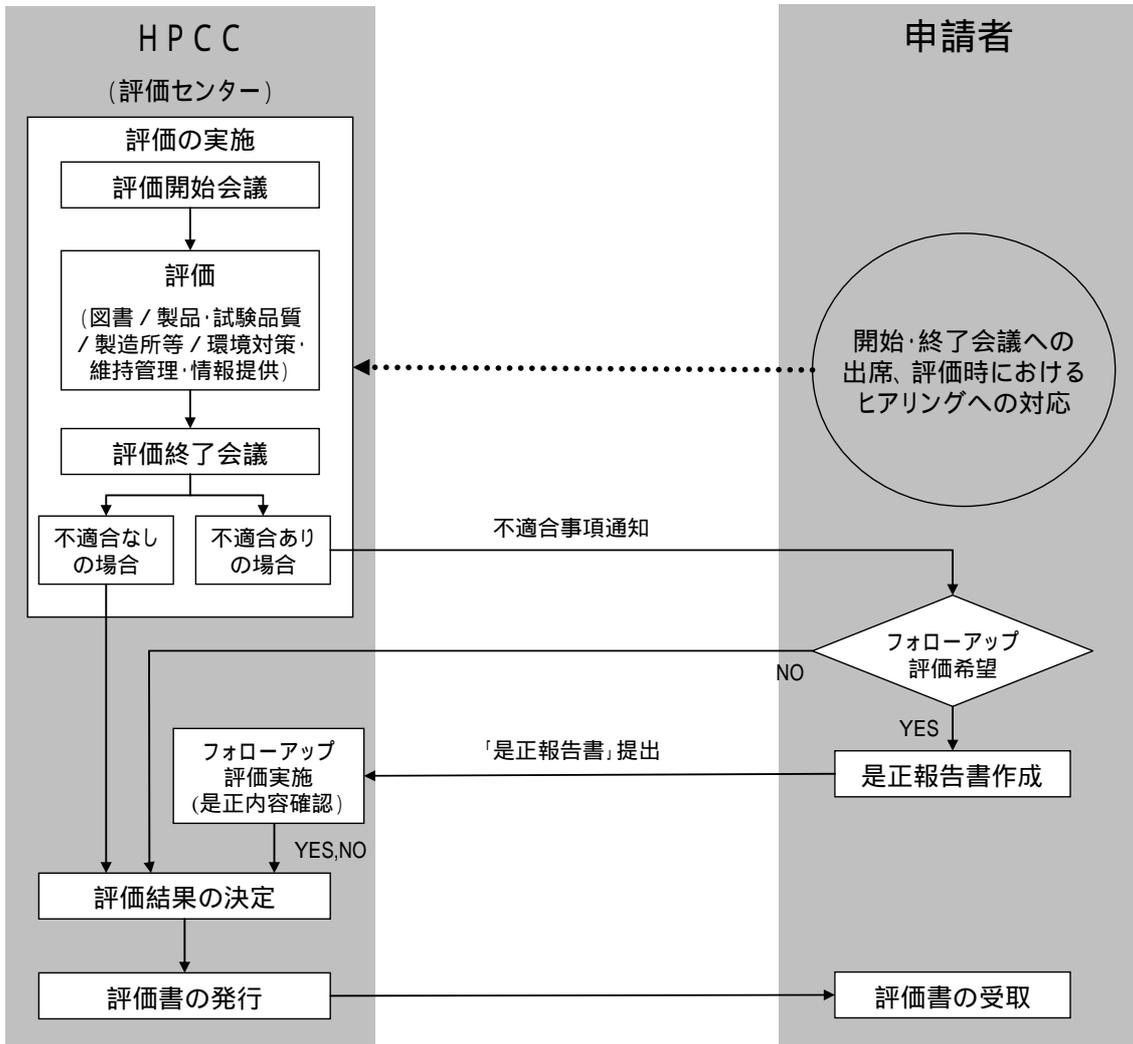
なお、B L 認定更新に関する評価の場合には、1) ~ 6) のいずれかを省略することがあります。

(2) HPCC は、評価結果を決定し、「評価書」を発行します。

HPCC が発行した評価書は、B L 認定申請以外の目的で使用することはできません。

(3) HPCC は、申請者側の理由により評価を継続することが困難であると判断した場合、評価を途中で中止します。

評価フロー



6. BL 認定部品の変更に関する評価

優良住宅部品認定規程(BL 認定規程)に基づいた認定内容の変更申請が必要な場合(BL 認定部品の性能、仕様の変更等) 事前に HPCC で変更評価を受けることが必要となります。

(1) 変更評価申請

申請にあたっては、変更評価申請書と変更評価図書が必要となります。これらは、「評価申請図書作成要領」に従って作成してください。

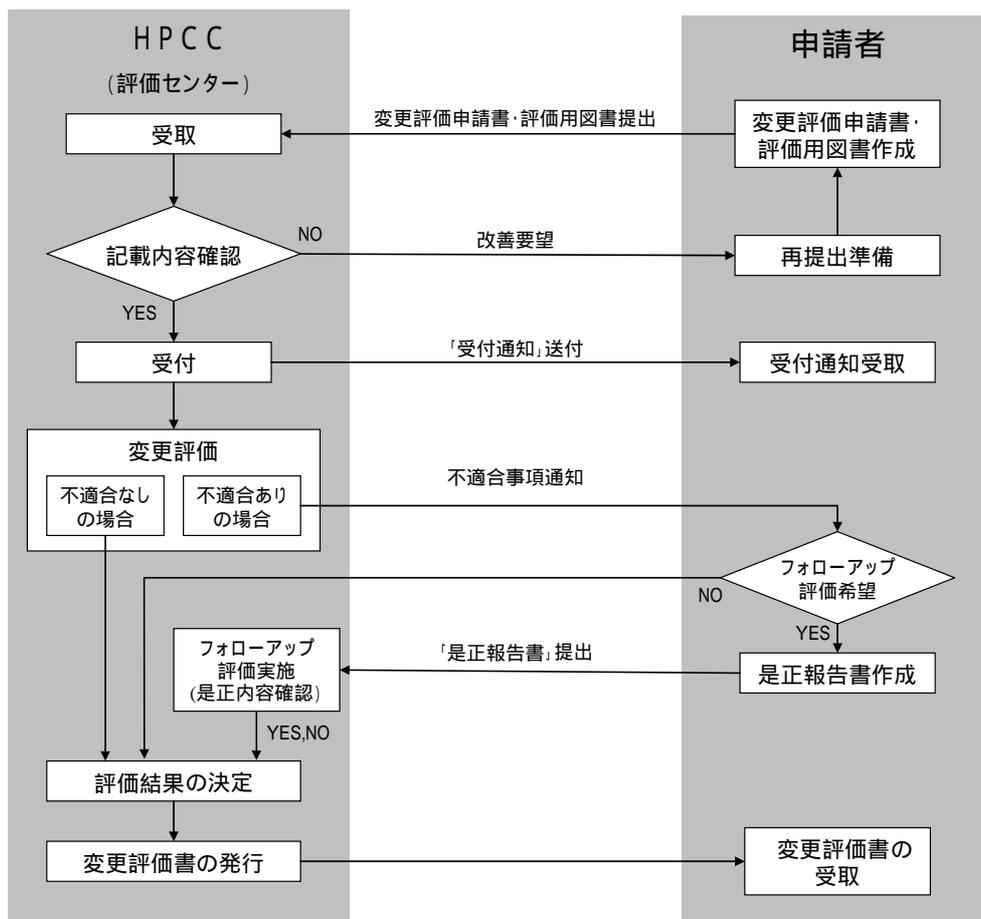
(2) 変更評価

「5. 評価の実施と評価書の発行」に準じて行います。なお、変更の内容によっては、図書のみでの評価となる場合もあります。

(3) 変更評価書の取扱い

変更評価書は、BL 変更申請以外の目的で使用することはできません。

変更申請と評価のフロー



7. 認定維持確認調査及び更新調査

(1) 定期的な調査

HPCC は、B L 認定規程に従って HPCC で評価を受けた B L 認定製品供給者が B L 認定基準に適合した製品を継続して供給しているか、また、供給できるかを確認するため、B L 認定維持確認調査及び更新調査を、認定を得た翌年度より毎年度 1 回行います。

1) 調査内容及び方法

a. 下記の内容を確認します。

- ・製品の性能・仕様等の維持の状況
- ・生産上の品質管理システム
- ・環境対策、維持管理、情報提供の実施状況
- ・製品への苦情の記録及び処置状況
- ・認定製品の生産状況
- ・認定マーク等の使用状況
- ・提出図書の管理状況

b. 調査の内容は次のとおりです。

書面調査：製品供給者から提出された調査票について、記載された内容を確認します。

現地調査：認定製品供給者の製造所に出向き、確認事項を実際の記録等により確認します。また、製品の性能維持状況については、工程内検査（試験が行なわれている場合は試験を含む）内容・実施状況等についてサンプリングにより確認します。

更新調査：B L 認定更新を迎える製品について行う調査です。当該製品の最新の B L 認定基準への「**適合性確認**」と、製造所における「**現地調査**」を行います。（最新の B L 認定基準とは、前年度末日の B L 認定基準となります。）

c. 調査は、定期的に行うものとし、認定後の 5 年を 1 サイクルとして以下により行います。現地調査は、5 年目と 3 年目(又は 2 年目)の 2 回/サイクル行います。（2 年目に現地調査を希望される方は、別途ご連絡ください。）

1 年目：書面調査

2 年目：書面調査（または現地調査）

3 年目：現地調査（または書面調査）

4 年目：書面調査

5 年目：更新調査

* B L 認定期間は、認定の日から起算して 5 年を経過した日の属する会計年度の末日となります。

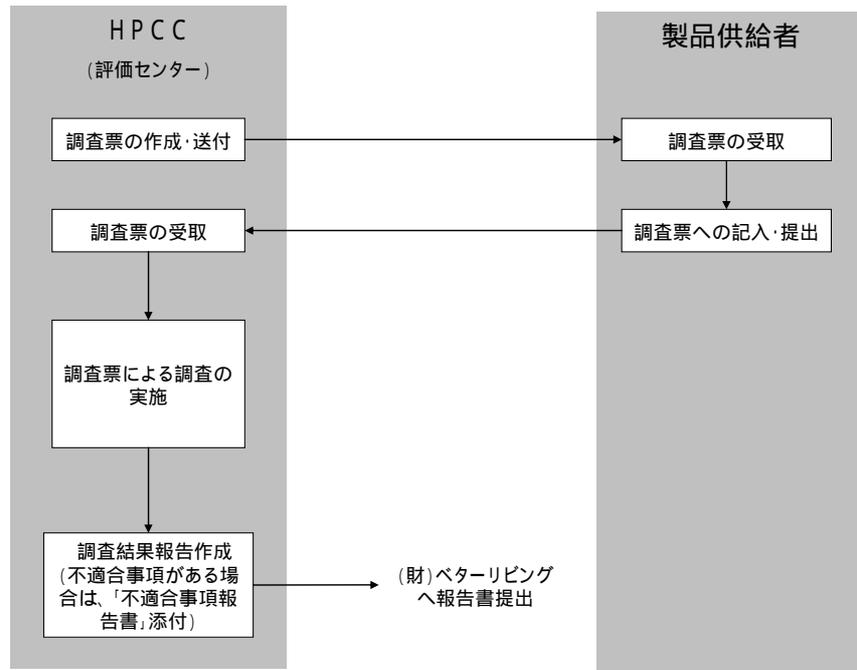
2) 調査結果の報告

調査結果は、文書により（財）ベターリビングに報告します。

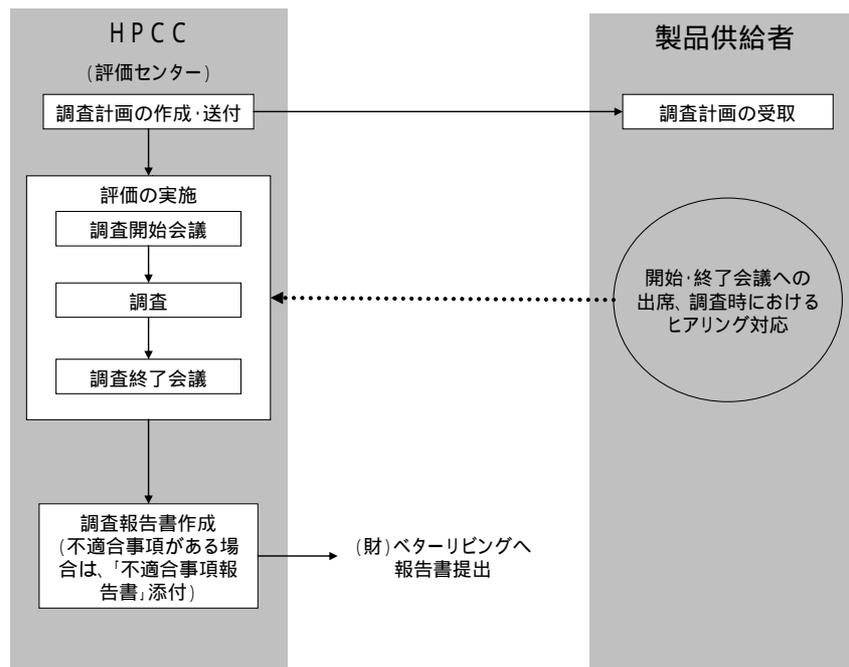
(2) 臨時に行う調査

定期的に行う調査のほか、製品に対する苦情、製品の瑕疵、対象規格への適合性に疑問等が生じた場合等、(財)ベターリビングが認定維持の確認のため必要と認めた場合に、臨時に書面または現地調査を行うことがあります。

認定維持確認調査のフロー(1) 書面調査



認定維持確認調査のフロー(2) 現地調査



8．BL 認定基準の改訂に伴う措置

認定期間の満了前であっても、BL 認定基準の改訂に伴い（財）ベターリビングが既認定品の再評価が必要と判断した場合は、BL 製品供給者に対して再評価を受ける旨通知がされます。この場合は、HPCC で評価を受けた BL 認定企業は、HPCC において再評価を受けていただく必要があります。

9．料金の支払い

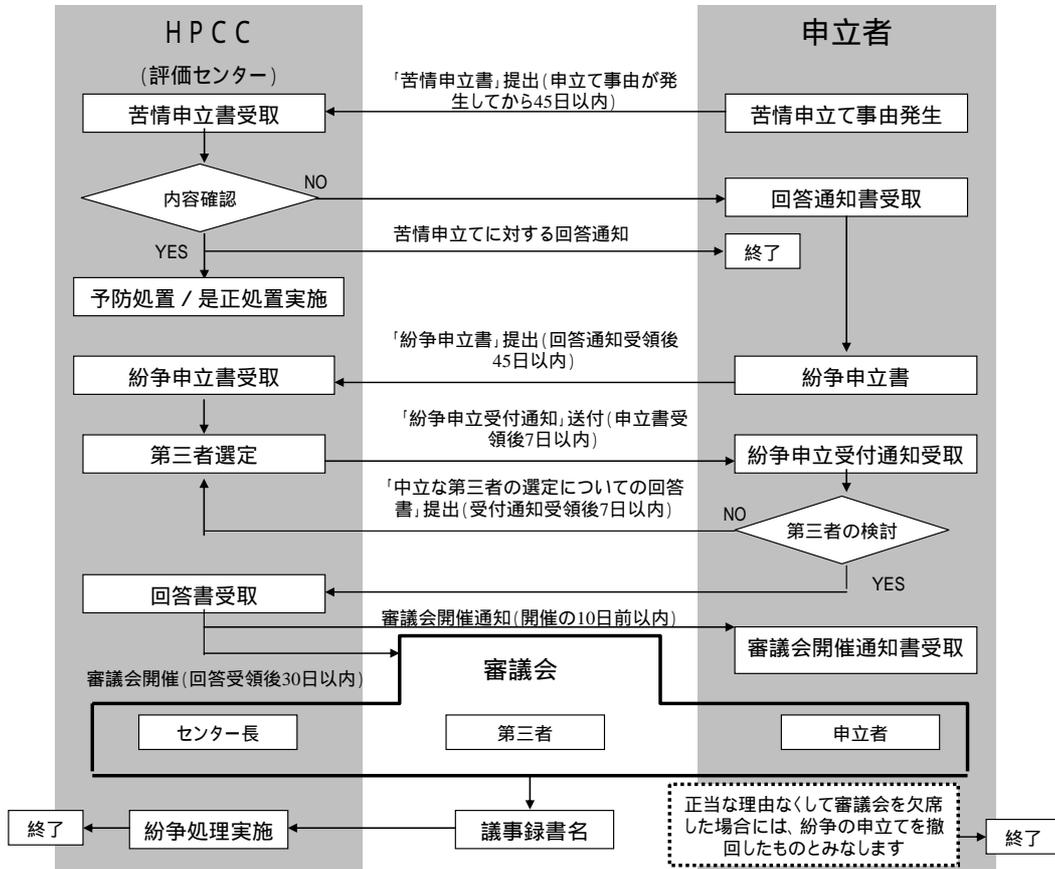
- (1) 評価申請者、製品供給者には、HPCC の請求書に基づき、下記の費用をお支払いいただきます。
- 1) 新規評価に要する費用
「評価申請書」の受付から「評価書」を発行するまでに要する費用。製品評価の費用、品質システム評価のための費用等が含まれます。
 - 2) 変更評価に要する費用
「変更評価申請書」の受付から「変更評価書」を発行するまでに要する費用。
 - 3) フォローアップ評価に要する費用
評価時等に指摘された不適合事項の是正処置について行う、フォローアップ評価に要する費用。
 - 4) 認定維持確認調査に要する費用
BL の認定維持の確認のための調査に要する費用。
 - 5) 出張旅費
評価等のために評価員が出張する場合の旅費。
- <注> 1) ~ 4) の料金には、試験に関わる料金、出張旅費は含まれていません。
- (2) 標準的な料金は、「評価料金表」に示します。評価料金表により難しい場合は、HPCC が「見積書」を作成し、あらかじめ評価申請者、製品供給者の了承を得た金額とします。
- (3) 評価、認定維持確認調査等に係る費用は、原則として評価、調査業務終了前に請求しますので、速やかにお支払いください。

10．苦情または紛争の申し立て

- (1) 評価結果の決定に関して苦情がある場合、申し立ての事由が発生した日から 45 日以内に「苦情申立書」を、センター長宛てに提出してください。
- (2) 苦情の申し立てで解決しなかったり、結果が了承できない場合、回答通知受領後 45 日以内に「紛争申立書」を HPCC 宛に提出してください。
- (3) 紛争の申し立てを受け付けた場合、その処理期間中、申し立てに関わる評価業務

を一時的に中断します。また、その紛争の審議に要する費用の支払いについて説明します。

苦情または紛争の申し立て



1.1 . 機密保持

- (1) HPCC は、評価業務中に得た情報の機密保持に努めます。すべての評価員及び関係者に機密保持に関する契約書、誓約書の提出を求めます。
- (2) 評価業務中に得た個々の製品又は供給者に関する情報を第三者に開示する場合、供給者の同意書を必要とします。((財) ベターリビング、法律に基づき情報を開示する場合を除く。)
- (3) 機密情報の開示を行う場合には、次の条件を満たすものとします。
 - 1) 事前に当該供給者の同意を得ることとします。
 - 2) 上記にかかわらず、法律の定めるところに基づき情報を開示する場合には、その情報を供給者に通知することとします。

この「BL 認定に係る評価申請の手引き」に関するお問合せは、
住宅部品評価センター 部品評価企画管理課まで

BL 認定に係る評価申請の手引き

発行 財団法人 ベターリビング
住宅部品評価センター
東京都千代田区富士見 2-14-36
FUJIMI WEST 2階
〒102-0071
Tel : 03-5211-0665
fax : 03-5211-0593
Homepage <http://www.cbl.or.jp/>
e-mail hpcc@cbl.or.jp
